

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 研究開発拠点のリロケーション

近年、アジアやヨーロッパ諸国において、高付加価値の研究開発拠点を自国に誘致するための優遇税制を、促進・拡充しようとする動きがあります。我が国における租税負担率が世界最高水準であることから、日本企業がその研究開発拠点を海外へと移管する動きが顕在化しています。今回は、ヨーロッパ諸国で採用されている「パテントボックス制度」を紹介しつつ、日本企業が開発拠点を海外移転する場合の留意点についても触れていきたいと思います。

1. 研究開発拠点誘致の国際競争（平成 23 年度税制改正に関する経済産業省要望(経済産業省)より）

<http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/2011/doc04-2.pdf>

日本企業の開発・製造機能の一部を海外へ移管する動きとして、下記の動きが注目されています。

- ・大手自動車メーカーが、生産拠点をタイなどの新興国に全面移管
- ・大手電機メーカーでは、スーパーコンピュータの研究開発拠点をシンガポールへ移管
- ・大手総合家電メーカーでは、液晶パネルテレビの設計開発センターを中国へ移管

これらの国は法人税率が低く、研究開発投資に対する強力な後押しがあるため、拠点を移管することで租税負担の軽減効果が期待できます。

2. 研究開発促進税制

研究開発に対するインセンティブとして、研究開発に係る税額控除制度や追加損金算入制度があり、すでにアジアや、欧米、ヨーロッパ諸国にて導入されています。近年では、この制度に加え、その活動の成果として形成された知的財産（パテント）から生じる所得もさらに優遇しようとする制度が創設されています。当該制度は、通常の事業から得られる所得と、パテントから得られる所得を別々の「ボックス」に分け、パテント収入ボックスに優遇税率を適用することから、「パテントボックス」税制と呼ばれています。以下はイギリスとオランダにおける制度の紹介です。

2-1. イギリス

イギリス政府は、企業の特許権等を中心とした無形固定資産から得られる所得に対して 10%の法人税率を適用することを内容とする「パテントボックス税制」の施行を 2013 年 4 月から予定しています。法案の段階では、対象となる収益は無形固定資産の使用から生じるロイヤリティ収入と、無形固定資産の利用による製造売上とされています。

2-2. オランダ

2007 年に導入された「パテントボックス税制」が見直され、2010 年から「イノベーションボックス制度」として制度が拡充されました。特許権取得済みの知的財産だけでなく、特許は未取得であるが、企業の研究開発活動により創出された無形固定資産（R&E 認可を取得済みのものに限り）が対象となり、これらの知的財産から生じた所得に対して、5%の法人税率が適用されます。イギリス、オランダにおける両制度とも、商標権やデザイン等の知的財産や、第三者から取得した無形固定資産は対象外とされています。

3. 日本企業における留意点

2009 年税制改正により外国子会社配当の 95%が益金不算入とされたため、重要な無形固定資産を軽課税国や優遇税制のある海外子会社へ移転し、収益獲得後の資金を日本に還流させれば、グループ全体として税負担の軽減効果が期待できます。ただし、軽課税国への無形固定資産の移転は、タックスヘイブン税制の適用を受ける可能性があります。適用を受けないためには、海外子会社の主たる事業が工業所有権等の提供等には該当しないことが必要です。

4. 主要各国の優遇税制の比較

次の表は主要各国の法人税率、研究開発税制とパテント収入に係る優遇税制等を比較したものです。

	日 本	アメリカ	イギリス	中 国	オランダ
法人実効税率* ⁱ	40.69%	40.75%	27.00%	25.00%	25.00% (法人税率)
公的負担比率* ⁱⁱ	50.40%	42.80%	41.60%	—	31.00%
研究開発に対する優遇税制* ⁱⁱⁱ	10%~30%の税額控除 ※中小企業特例あり	14%~20%の税額控除 ※中小企業特例あり	30%を追加損金算入 ※中小企業は75%	50%を追加損金算入 ※一定の企業は法人税率が15%に	給与コストに対する賃金税・社会保障費を50%控除 ※€200,000~€14,000,000は18%
パテント収入に対する優遇税制* ^{iv}	なし	なし	法人税率10% (2013年より)	免税 ※500万元超の場合超過額は50%の減免	法人税率5%

お見逃しなく！

日本では研究開発を行った場合には、税額控除が認められています。平成23年度税制改正により、法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（法人税率30%を限度とする特例）は、平成24年3月31日までに開始する各事業年度までその適用が延長されることになりました。その後は、20%が上限となります（租税特別措置法42の4の2①）。

ⁱ 財務省「法人所得課税の実効税率の国際比較」より（2011年1月現在）

ⁱⁱ 法人税負担のみならず、固定資産税等のその他の税負担や社会保険料事業主負担も含めた割合です。それぞれの国の公的負担割合のデータは経済産業省「企業の公的負担に関する国際比較調査」p.35より

ⁱⁱⁱ 経済産業省 産業技術環境局 技術振興課調べ「平成22年度海外主要国における研究開発税制及びパテント等からのロイヤルティ収入に係る優遇税制に関する動向調査」より

^{iv} 経済産業省 産業技術環境局 技術振興課調べ「平成22年度海外主要国における研究開発税制及びパテント等からのロイヤルティ収入に係る優遇税制に関する動向調査」より